

「平成30年7月豪雨高知県災害義援金」募集要綱

社会福祉法人高知県共同募金会

1 趣旨

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により、県内4市2町1村（安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村）に災害救助法が適用されました。

高知県共同募金会（以下「本会」という。）は、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施します。

2 義援金の名称

「平成30年7月豪雨高知県災害義援金」

3 義援金募集期間

平成30年7月13日（金）から平成30年9月28日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
四国銀行	県庁支店	(普)5138572	社会福祉法人高知県共同募金会
高知銀行	朝倉南支店	(普)3043110	
ゆうちょ銀行	00130-0-730402		高知県共同募金会平成30年豪雨災害義援金

※上記金融機関窓口からの振込手数料は無料です。

5 現金書留による義援金の送付（7月19日から料金免除）

現金書留用の封筒に「救助用郵便」と明記していただければ、郵便料金が免除されます。

（宛先）

〒780-8567 高知県高知市朝倉戊375-1

社会福祉法人 高知県共同募金会

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、高知県に送金し、高知県が定める「高知県災害見舞金配分委員会」において配分を決定し、被災市町村を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、確定申告の際に金融機関での振込金受領証等に本募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別添領収書希望者名簿により本会にご連絡をお願いします。後日、領収書を発行いたします。

8 その他

（１） 災害義援金のみ取り扱います。物品の受付は行いません。

（２） この要綱は平成30年7月13日から施行します。

9 問い合わせ先

社会福祉法人高知県共同募金会 〒780-8567 高知県高知市朝倉戊 375-1

TEL 088-844-3525 / FAX 088-843-6566 / E-mail info@akaihane-kochi.jp